

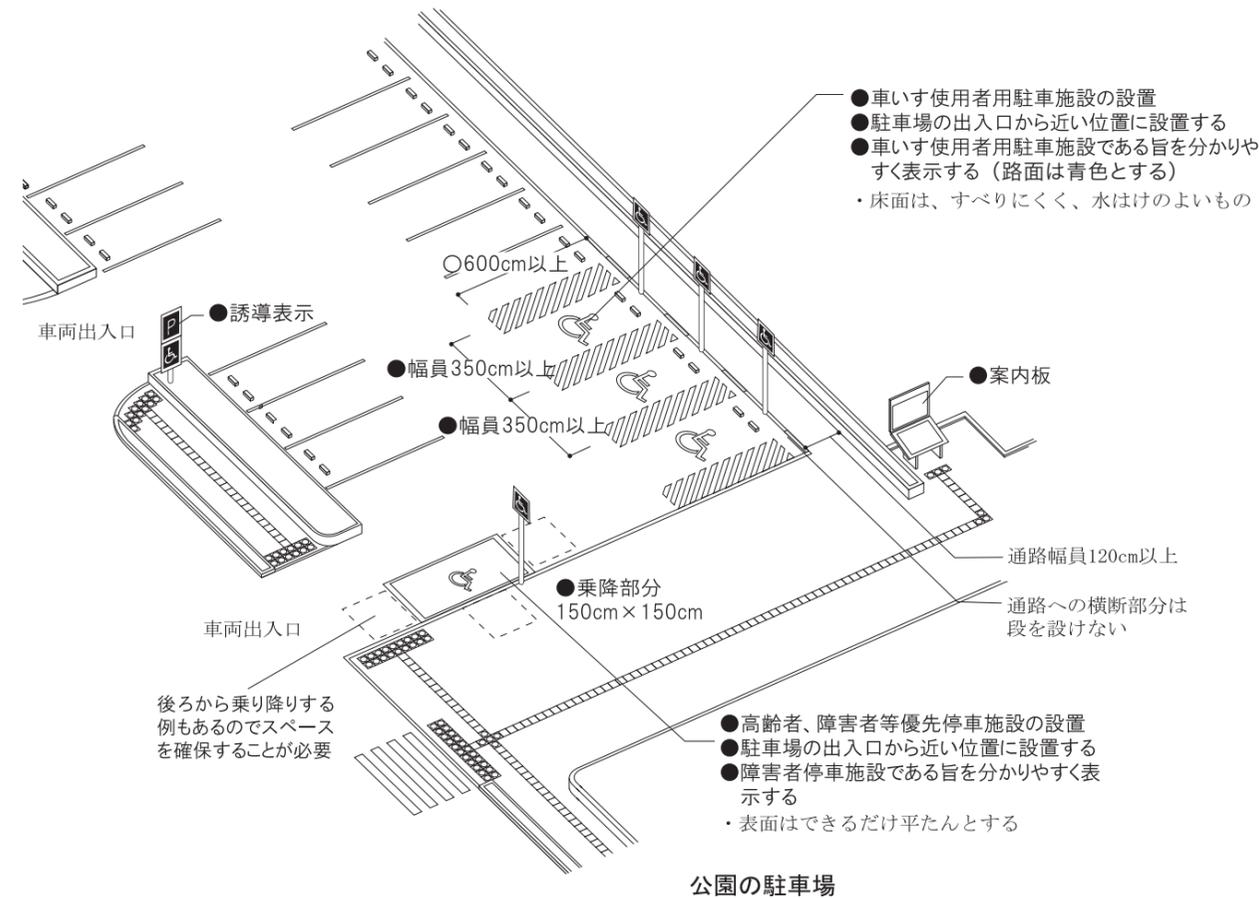
# 駐車場等

## 基本的な考え方

- 公園利用者のために設けられる駐車場には、公園の主要な出入口に最も近接した場所に車いす使用者専用の駐車区画を適切数設ける。

7

	●整備基準	○望ましい基準	解説
(1)車いす使用者用駐車施設	利用者の用に供する駐車場を設ける場合には、第一号14(1)に定める数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。	・地下式、立体式駐車場には、車いす使用者が利用可能なエレベーターを1以上設ける。	・P88 建築物14駐車場等(1)を参照
(2)経路	車いす使用者用駐車施設は、1に定める基準に適合する出入口から当該車いす使用者用駐車施設までの経路((3)に定める基準に適合する通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。		
(3)通路での車いす転回場所の確保	車いす使用者用駐車施設へ通ずる1に定める基準に適合する出入口から当該車いす使用者用駐車施設までの通路のうち一以上は、1(1)、(2)及び(5)並びに2(2)から(6)までに定める基準に適合するものとするほか、50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。		
(4)高齢者、障害者等優先停車施設	<p>利用者の用に供する駐車場を設ける場合には、次に定める基準に適合する高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降の用に供する自動車の停車のための部分を設けるよう努めること。</p> <p>(一)車両への乗降の用に供する部分は、車いす使用者等が円滑に乗降できるよう、幅及び奥行きをそれぞれ1.5m以上とし、その表面は、できるだけ水平とすること。</p> <p>(二)高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降に供する自動車の停車のための部分又はその付近に当該部分である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(三)高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降に供する自動車の停車のための部分に最も近い1に定める基準に適合する出入口から当該自動車の停車のための部分までの通路は、1(1)、(2)及び(5)並びに2(2)から(6)までに定める基準に適合するものとするほか、50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p>		



高齢者、障害者等優先停車施設である旨の表示

## コラム

- ・車路と接する部分に車止めを設ける場合には、視覚障害者が容易に判別できるよう、地面との明度差をはっきり付ける。

7

駐車場等